

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

平成29年7月7日

趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
 - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
 - ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
 - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならぬ。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

【必要な機能の充実・強化】

- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
- 効果的な運営の継続
 - ・ 市町村の定期的な評価
 - ・ 拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

平成29年7月7日付障発第0707第1号を以って、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長より「地域生活支援拠点等の整備促進について」通知があり、整備内容や留意点が示されました。

⇒平成32年度末までに何を整備することが「地域生活支援拠点整備」となるかが示されたことで、この通知を基に整備内容を検討していくことになります。

検討会の課題として取り組んできたこと

【実情に応じた整備(ニーズ)とは？】

- ・体験の機会・場、緊急時対応のグループホーム、短期入所の充実
- ・相談支援体制の充実



松戸市のニーズに対応する整備方針は？

【付加価値を高めるための整備・活用】

- ・国で求める基本機能(5つの柱)を松戸市仕様に定義づけ
- ・拠点として整備するものと、既存の資源の強化を分類することで、独自のネットワークを構築(H30年度・H32年度整備を仕分け)



【独自機能としての整備】※多機能と面的のハイブリット型も視野に

- ・現場での経験による柔軟な発想で検討してもらう(草の根を活用)
- ・民間力(PPP)の活用の検討(法改正等による変動に対応)

整備方法の検討について(修正)

※ 優先的に取り組むべき課題を「相談機能の再構築」とする

共生社会に向けた 地域の体制づくり

地域共生社会の実現に向けて、合計31個の法律が改正され、「地域包括ケア強化法」が施行されました。
これにより、幼児・児童・教育・保健・医療・高齢者等これまで縦割りで取り組んできた地域の課題を共有し、絡まり合うものや溝や狭間の課題を含め横断的に取り組んでいくこととなります。

地域包括ケア強化法による共生型サービスの創設、総合支援法改正による報酬改定、医ケア、アウトリーチの法整備etc.
障害分野のみならず、横断的な連携体制を社会全体で構築していくこととなり、相談支援体制も大幅に変動することとなります。それに備え、対応するために、委託内容を含めた「相談機能」と「支援体制」の再構築が必要です。

優先的に取り組むべき課題

必要な機能

体験の機会・場所

緊急時の受け入れ・対応

解決するために必要な機能
優先的に取り組むべき課題

相談機能の強化

強化するために必要なもの

専門的人材の確保・養成

今後の検討課題

- 平成29年3月9日 第1回検討会開催
 - 平成29年4月 第2回検討会…定義付け
 - 平成29年5月 第3回検討会…整備方針決定
 - 平成29年6月 第4回検討会…**イメージ図の共有と整備内容**
～7月 ～第5回 の精査
-

- 平成29年9月～平成30年3月の第6回以降は、平成32年度末の整備完成へ向けての体制・役割分担・費用の可視化、平成32年度末整備完成となる完成図の検討を行う。**(検討会任期満了)**

今後の検討課題

- 平成30年3月 厚労省令による「共生型サービス」についての詳細及び報酬の基準の通知
- 平成30年4月 地域の体制づくり構築開始、H32年度末整備に向けた新たな検討会の設置